

● 災害ボランティアセンターの人件費等に対する災害救助事務費の支弁が実現される

8月28日、内閣府は「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」(事務連絡)を発出し、災害ボランティアセンター(以下、災害VC)への社協職員等の人件費、応援派遣職員の旅費を災害救助事務費で負担していくことを明らかにしました。

近年、自然災害が大規模化し多発するなか、災害発生時に市町村社会福祉協議会が災害VCを設置し、全国から集まるボランティアをコーディネートし、被災者支援を行うことが一般化しています。その一方で、災害VCの設置・運営にあたっては、法律(災害救助法等)に位置づけがないため、これまで公費による財政支援が担保されておらず、自主財源や共同募金の「災害等準備金」に多くを頼ってきました。

全社協では、昨年9月に、災害発生時には高齢者や障害者をはじめ、社会的に弱い立場にある人びとを支えるために「災害福祉支援活動」が重要であるとした提言「災害時福祉支援活動の強化のために 一被災者の命と健康、生活再建を支える基盤整備を一」をとりまとめ、公表しました。この提言をふまえ、全社協では、災害VCの設置・運営にかかる費用の公費負担や災害法制への「福祉」の位置づけに向け、内閣府等と調整を図るとともに、数度に渡り、清家 篤 会長を先頭に被災地社協とも連携し、内閣府特命担当大臣(防災担当)や厚生労働大臣等への要望活動を進めてきました。また、都道府県・指定都市社協に対しても、それぞれの地域において要望活動を実施していただくよう依頼し、令和2年7月豪雨災害の被災地をはじめ、全国の社協で要望活動を展開していただきました。

今回の災害VCの人件費、応援職員の旅費等の公費負担は、こうした全国での要望活動の積み重ねにより実現されたものです。

通知では、

- ・人件費(社協等職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む。)及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る。)
- ・旅費(被災自治体外から災害VCに派遣する職員に係る旅費)

について、災害救助法の国庫負担の対象となることが示されています。

なお、今回の通知により、災害救助費で人件費および応援職員の旅費が支弁されることになりましたが、災害 VC の設置・運営に関しては、その他に拠点設置費やボランティアバスの借り上げ代、資機材や消耗品等の経費がかかります。全社協では、各社協に対し、災害発生時の被災者支援は自治体と社協が協働して行う必要があることから、平時から自治体と調整のうえ、災害 VC の設置・運営費の費用負担を明確にした協定を締結するよう呼びかけています。

全社協では、内閣府とともに今回の通知に関する具体的な運用等について調整を図っていくとともに、引き続き災害 VC の拠点設置費やボランティアバスの借り上げ代などの公費負担や災害法制における「福祉」の位置づけ等を要望していきます。

災害ボランティアセンターに係る費用について
内閣府資料

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要なボランティアの調整（受入・活動調整等）を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る。

<背景・課題>

- 災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する共助の取組として行われている。
- 一方、近年わが国で災害が頻発化・激甚化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、広域から多数駆け付けるボランティアの調整の負担は増大している。
- 公助の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、公助の救助事務として、共助のボランティア活動との調整を実施することが必要となってきた。

公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とする。

<概要>

- 対象事務 : 災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務
- 対象経費 : 調整事務を行う人員を確保するための次の経費
 - ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）
 - ・旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）

※令和2年7月豪雨以降の災害に適用

内閣府「[災害ボランティアセンターに係る費用について](#)」(PDF)

【政策企画部 TEL.03-3581-7889】